

広島港クルーズ船受入時の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策 (日本船三社の国内クルーズ対応)

広島県土木建築局港湾振興課
令和2年11月12日(初版)

1 基本的考え方

クルーズ船の寄港にあたっては「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」((公社)日本港湾協会)に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を講じたうえで、(一財)日本海事協会の認証を取得しているクルーズ船について受入を行う。

対策については、今後のクルーズ船受入時の知見や感染症の状況、国の最新方針等を踏まえ、適宜、見直しを図るものとする。

2 事前調整

(1) 受入調整

○広島市の新型コロナウイルス感染状況及び医療提供体制状況を把握し、必要に応じて船社と運航計画について協議する。

○「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(一社)日本外航客船協会)の遵守について確認する。

(2) 情報収集

○船舶代理店を通じて入港前に情報収集(乗客数、国籍別、地域別、感染者の有無等)し、関係機関に情報提供をする。

○情報提供先

- ・感染者無の場合(広島市健康福祉局健康推進課, 広島港湾振興事務所)
- ・感染者有の場合(広島市健康福祉局健康推進課, 広島港湾振興事務所, 広島港保安委員会)

3 埠頭での受入体制

(1) 基本的事項

○マスク(予備)、手洗い用洗剤液・除菌クリーナー(トイレ内)、手指消毒液を準備する。

○サーモグラフィ及びソーシャルディスタンス対策用フロアマット(以下、フロアマット)を設置する。

○インフォメーションセンター内、ギャングウェイ降り口等に看板にて新型コロナウイルス対策のポスターを掲示し予防を喚起する。

○インフォメーションセンター出入口には手指消毒液を設置する。換気のため窓は常時開放とし、出入口は必要に応じて開放する。入場者が多くなった場合は立入制限を行う。

○インフォメーションカウンターにはビニールカーテンを設置し、必要に応じて屋外での案内とする。

○机・椅子の数を減らし、これまでよりも広い間隔で配置する。

○不特定多数が触れる箇所は、適宜消毒する。

○受入スタッフはマスクを着用し、定期的に手洗いもしくは手指消毒を行う。埠頭内でスタッフ同士は一定の間隔を保つこととする。

○受入スタッフは発熱や咳・倦怠感など症状の有無に注意し、埠頭到着後すぐに検温を実施する。症状が見られた場合は、埠頭内への出入り禁止とする。また受入中に症状が現れた場合は、直ちに帰宅する。

○なお、乗員は原則上陸はしないが、ふ頭内での作業が発生した場合は、受入スタッフと同様の対応を取るよう船社に要請する。

(2) 寄港時の対応

○バスやタクシー乗車での密を防ぐため、分散下船について船社に要請する。

○シャトルバスの手配については乗車人数等をバス会社・船社と調整し、必要な台数を確保する。

○フロアマットを設置することにより、シャトルバス待機列を長くし、間隔(最低1 m)をあけるよう注意喚起する。必要に応じて整理券方式とし、待機列に滞留しないようにする。

○お見送りイベントは岸壁のみとし、乗客全員が乗船後に準備・開始とする。

○乗客等が一時上陸する際は、クルーズ船社において検温を適切に実施するよう要請し、船社との調整により必要な場合は、岸壁に仮設テントにてその場所を確保する。

○一時上陸後、帰船する乗客等の発熱等の症状のある者の確認に必要な場所の確保等については、クルーズ船社と調整する。

(3) 乗船時（広島港発着クルーズの出発時）の対応

○クルーズ船社と乗客の動線等について調整をする。

乗船の可否判断や発熱等により乗船を断られた乗客が待機する場所をクルーズ船社と調整のうえ、仮設テントにて準備する。

○チェックイン手続きの場所についてはクルーズ船社と調整のうえ、必要に応じて仮設テントを準備する。チェックイン手続きにあたり、分散乗船とすること、接客にあたっては感染防止対策を適切に行うことをクルーズ船社に要請する。

○インフォメーションセンターを使用の場合は、入場制限を設けること、出入口は開放とすること、適宜消毒することをあわせて要請する。

○手続きにならぶ乗客の列が一定間隔（最低1 m）確保されるよう、また乗客同士の会話を控えるよう注意喚起のポスターを掲示するとともに、フロアマットを設置する。

○チェックイン後はインフォメーションセンター等に滞留することなく、間隔を保つので速やかな乗船となるようクルーズ船社と調整する。

○乗船時、乗客の列が一定間隔（最低1 m）確保されるようフロアマットを設置する。

(4) 下船時（広島港発着クルーズ帰着時）の対応

○下船する乗客等について、クルーズ船社において検温が適切に実施されるよう要請し、船社との調整により必要な場合は、岸壁に仮設テントにてその場所を確保する。

○分散下船について船社に要請する。

4 感染者が発生した場合の対応

○船内にて感染者が確認された場合は、船社・船舶代理店から発生状況等を把握するとともに関係機関へ連絡する。

○広島市健康福祉局健康推進課と対応について調整し、その措置に協力をする。

措置に必要な情報収集・関係者への情報共有を速やかに図るとともに、関係機関が円滑に対応できるよう環境を整える。

○インフォメーションセンターは感染症対応スタッフ等の待機場所とする。お見送りイベントは実施しない。

○船社・広島市健康福祉局健康推進課と調整のうえ、感染症対応エリアを定め、緊急車両・対応車両の誘導を行う。エリアはカラーコーン・バー等で仕切りをする。

○搬送者の一時的待機場所として仮設テントを必要に応じて準備する。

○ゲートでの対応車両の出入り管理を円滑に行う。

○感染者以外の乗客の下船について、帰宅できない事態が生じないように、交通手段の確保等を広島市健康福祉局健康推進課との事前協議を踏まえ、船社を支援する。

※宇品外貿埠頭工事中の対応

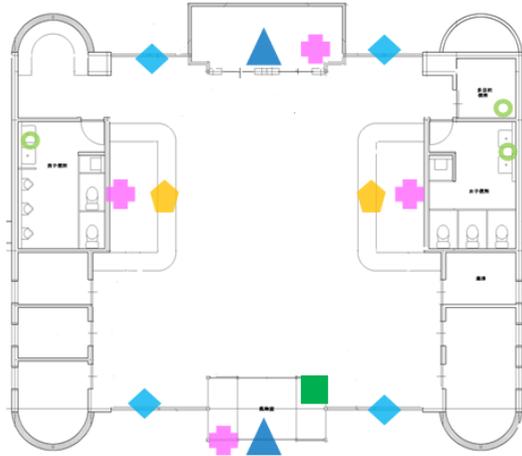
仮設センターでの対応も同様の取扱いとし、インフォメーションセンターを仮設センターと読み替える。仮設トイレには手洗い用洗剤液に代え、手指消毒液を設置する。

宇品外貿埠頭第1バースの着岸となった場合も、第5バースの背後地を利用し、レイアウトの関係者駐車場とシャトルバスエリアを入れ替える。

感染症対応エリアについては、下船口付近とする。

◎宇品外貿埠頭レイアウト

◎インフォメーションセンター



- ◆ 窓 常時開放
- ▲ 出入口 公園側ドア(手動で開閉)の片方開放
手指消毒液設置, 対策ポスター掲示
- トイレ 石けん設置, 手洗いポスター掲示
- ◆ カウンター 手指消毒液設置, ビニールカーテン設置
カウンター・椅子等消毒液準備
- ◆ ポスター掲示
- サーモグラフィー
椅子, 机は必要に応じて間隔をあけて準備

◎感染症対応エリア(下船口付近)



対応車両のうち, 搬送に係らないものは
関係者駐車場に駐車する。

